

平成27年第5回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成27年12月22日（火曜日）

議事日程（第6号）

平成27年12月22日（火）午後1時30分開議

第 1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第123号、議案第124号、議案第132号、議案第135号、議案第137号、議案第138号、議案第148号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第125号から議案第129号まで、議案第139号、議案第140号、議案第142号、議案第147号、請願第12号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第130号、議案第131号、議案第133号、議案第134号、議案第136号、議案第141号、請願第11号

第 2 （決算審査特別委員会付託案件）

議案第107号から議案第120号まで

第 3 議案第143号

第 4 議案第144号

第 5 議案第145号

第 6 議案第146号

第 7 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	村川四郎君	16番	佐藤孝君
17番	金光英晴君	18番	猪股文彦君
19番	金子克己君	21番	竹内道廣君

23番 近藤和義君

24番 根岸勇雄君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	児玉勝巳君	総合政策監	池町円君
会計管理者 兼会計課長	原田道夫君	総務課長 選挙管理 委員会事務 局長	渡辺竜五君
総合政策課長	小林泰英君	行政改革課長	本間聡君
世界遺産 推進課長	安藤信義君	財務課長	池野良夫君
地域振興 課長	加藤留美子君	交通政策課長	渡邊裕次君
市民生活 課長	村川一博君	税務課長	川上達也君
環境対策 課長	名畑匡章君	社会福祉課長	鍵谷繁樹君
高齢福祉 課長	後藤友二君	農林水産課長	坂田和三君
観光振興 課長	大橋幸喜君	産業振興課長	市橋秀紀君
建設課長	清水正人君	上下水道課長	野尻純一君
学校教育 課長	吉田泉君	社会教育課長	越前範行君
両津病院 管理部長	小路昭君	代査委員	清水一次君
監査委員 局長	計良隆弘君	農業委員会 事務局長	長敏宏君
消防長	中川義弘君	危機管理 庁舎整備 主任	羽藤政吉君
契約管理 主任	伊藤浩二君		猪股雄司君
農林水産 整備主任	安達正博君		

事務局職員出席者

事務局長	源田俊夫君	事務局次長	中川雅史君
議事調査 係長	齋藤壮一君	議事調査係	太田一人君

午後 1時30分 開議

○議長（根岸勇雄君） 皆さん、ご苦労さんです。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第123号、議案第124号、議案第132号、議案第135号、議案第137号、議案第138号、議案第148号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第125号から議案第129号まで、議案第139号、議案第140号、議案第142号、議案第147号、請願第12号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第130号、議案第131号、議案第133号、議案第134号、議案第136号、議案第141号、請願第11号

○議長（根岸勇雄君） 日程第1、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第123号 佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例の制定について。本案は、市政の健全な運営を確立するために、市職員の行動規準及び責務等について明確化するよう、当該条例を制定するものであります。主な内容は、職員の行動規準及び任命権者等の責務を明記し、並びに公益目的通報及び不当要求行為に関する規定等を定めたものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は、次のとおりであります。

意見。本条例の目的が確実に実行されるよう運用について留意されたい。

議案第124号 佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、佐渡市において個人番号の利用及び特定個人情報の授受を可能とするよう、当該条例を制定するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第132号 公の施設に係る指定管理者の指定について（相川民話の館）。本案は、相川民話の館について、現指定管理者である北片辺集落を改めて指定管理者として指定し、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間、その管理を行わせるものであります。なお、当該期間の指定管理料は上限ゼロ円とするものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。本施設における事業は、当該条例により、地域に根づいている民話、芸能、歴史等を生かしながら行うものとされている。当該趣旨に沿った使用を心がけるよう努められたい。

議案第135号 佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更について。本案は、佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）について、公共的施設整備の事業費及び辺地対策事業債の予定額を増額するよう変更するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第137号 新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について。本案は、新潟県市町村総合事務組合の規約について、非常勤職員の公務災害補償等に関する事務を共同処理する市町村等に新発田市を加えるとともに、法改正に伴う所要の変更を行うため、同組合から議決を求められているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第138号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について。本案は、平成27年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2億4,359万4,000円を追加し、予算総額を464億2,462万4,000円とするものであります。主な内容は、佐渡ふるさと島づくり寄附金事業に4,738万3,000円、小中学校体育館天井撤去事業に6,025万円を追加するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は、次のとおりであります。

意見。（1）、歳入18款1項1目佐渡ふるさと島づくり寄附金について。より一層増収につながるよう工夫ある施策を講じられたい。あわせて、地域イベントの財源として充当できるコースの新設等について検討されたい。

（2）、歳出10款1項2目教員住宅整備事業について。施設解体工事増499万9,000円については、予算計上の際の見積もり違いに起因するものであるが、当該説明が余りにも不明瞭であった。これらについて改善するため、技術職の配置を含め、組織体制を強化されるよう強く求める。

議案第148号 畑野行政サービスセンター耐震補強・大規模改修（建築）工事請負契約の締結について。本案は、畑野行政サービスセンター耐震補強・大規模改修（建築）工事について、12月7日に執行した指名競争入札における落札者と請負契約を締結するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会において付した意見は、次のとおりであります。

意見。今後、市が行う契約が、公正性、透明性、競争性をより一層高めた入札制度のもと行われるよう改めて検討されたい。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第123号 佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例の制定についてに関する委員長質疑に入ります。

金光英晴君の委員長質疑を許します。

金光英晴君。

○17番（金光英晴君） それでは、佐藤委員長に議案第123号 佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例の制定についてお尋ねいたします。

この条例が提案された背景には、施政方針演説に職員のコンプライアンスをうたわなければならないほど、ここ数年来の職員の不祥事が多くあったことを受けて、この条例が提案されたと理解しております。組織においては、大きな不祥事が起きた場合や不祥事が続いた場合には、再発防止のため、規則を制定し

たり、既存の規則の見直しをしたりしております。その際には、不祥事の原因、対処の適否、再発防止策についての徹底的に検証して、新たに制定する場合には、全体的な規則のほかに、起こった不祥事に関しての検証の結果を特別に反映させるのが一般的な手法であります。この春に発覚しました3件の不祥事のうち、入場料等の公金着服については地方自治法第243条の2の規定に該当する対象職員であるにもかかわらず、法に基づいた処理がなされておられません。違法な処理であったと指摘せざるを得ません。また、預け金の不正については、去る11日の私の一般質問の際、監査委員の監査を受けるよう市長にお願いしたところ、14日に文書による監査の請求を出していただきましたので、いずれ近いうちに明らかになることと思っております。預け金の不正については、組織的な違法行為であり、監査の結果次第では、これも先ほど申しました地方自治法第243条の2の対象になる可能性も否定できません。その地方自治法第243条の2を規則として制定している自治体があることは、私の一般質問で指摘したとおりであります。

そこで、佐藤委員長にお尋ねいたします。委員会審査の中で、この春発覚した3件の不祥事についての原因や執行部の対処についての審査はどのように行ったのか、お聞かせ願いたいです。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） それでは、金光議員の質問に対してお答えをいたします。

今ほど個別の案件につきましての質問がありましたが、当委員会につきましては、こういう個別の案件につきましては審議はしておりません。審議内容につきましては、条例制定に重きを置き、その条例の内容につき検討したものでありまして、個別のものにつきましては、一般質問で金光議員が言われましたように、地方自治法第199条と第243条の2の違いがありますけれども、その辺で一般質問では食い違っていたというふうには私は思いますけれども、その辺の内容の審議はしておりません。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） いわゆる倫理条例を上程しておきながら、今回問題となりました、議員全員協議会で指摘がありました佐渡冬紀行の問題や11月5日の臨時議会での佐渡市ホームページ作成における事前着工問題等、数々の議会との信頼関係を損ねる執行部の行動がありました。また、銀鮭養殖モデル事業においては、事業が失敗したので、事業者から補助金の返還を求めるということでありましたけれども、いまだ請求書が送られていないと聞いております。地元の業者が補助金の不正受給をした場合に、すぐに返還させておきながら、副市長当時とはいえども、自分がかかわった案件に対して業者に請求書を送らないというのは非常に議会が不信感を持つものであります。また、離島流通効率化事業の件につきましては、9月議会において、私は秘密会で報告すべきだということを申し上げ、市長も同意なさったはずであります。しかしながら、10月8日の議員全員協議会の折には何も執行部からそのお話がありませんでした。そこで、私がお他のところでご指摘申し上げたのですが、そのときには、近々に報告したい、10月8日に、近々に報告したいという発言があったにもかかわらず、12月議会も終わろうとしている今日までその報告はございません。昨日の議員全員協議会で市長は、指摘されればそうだと、数々の信頼関係を損ねる執行部の行動についてお認めになりました。指摘されなければわからないほど市長は市民と乖離をしてしまったのかなと、私は情けなくなるやら腹が立つやら、つい、職員の倫理条例の前にまず市長の倫理条例が先では

ないかと言ってしまったことを反省しております。しかし、あれは市民の声であります。市民の怒りです。現にこの議場においても、そう思っている人も私だけではないはずです。

そこで、佐藤委員長にお尋ねいたします。審査の過程で、そのような議論や発言があったのか、なかったのか、お聞かせください。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） それでは、2回目の質問にお答えをいたします。

この倫理条例につきましては、市長の倫理条例を先にやらなければならぬのではないかというような意見、これにつきましては正式に私が意見、質疑を求めて出てきたものかどうかは、ちょっと私もしっかり記憶にありません。やじみみたいな形で出てきたのかははっきりわかりませんが、そういう話はあったことは事実であります。

それと、今回のこの条例につきまして、本来ならばこういう条例をつくる必要はないのではないかというような話も出ましたし、絶対こういう条例は必要ですという意見も委員の中から出ておりました。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 3回目の質疑を許します。

金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 法律には触れないことでありますけれども、今回の倫理条例が議会で審議されているにもかかわらず、いかに執行部の緊張感のなさがどういうものかというものをちょっとお話ししてみたいと思います。

昨年6月議会で、緊急経済対策で観光事業の2事業が補正予算計上されました。それで、3月議会にその成果、結果をお尋ねしたところ、利用度はそうなかったけれども、これは同窓会や会議等の事業でありますけれども、利用はそう多くはなかったけれども、新たな需要が見込まれたので、来年度も、つまり平成27年度も継続してやっていきたいというお話がありまして、その予算は計上されました。ところが、その事業が佐渡市のホームページに掲載されたのが12月18日であります。市長肝いりで継続計上された事業が、期間の4分の3経過した段階で公表する、募集をかけるという状況でありました。ホームページには、観光情報に掲載しましたということで載っておりますので、私は20日の日にその観光情報のページを確認しました。ところが、20日の段階では、まだその事項が確認できませんでした。そして、昨日夜、観光情報のページを確認したところ、アップされておりました。何が言いたいのか。いかに緊張感がない仕事をしているかということでもあります。コンピューターというのは、ソフトがあって初めて動くものであります。大変多くの業務量をこなすことができます。しかし、その多くの仕事をこなすコンピューターでも、ソフトが入っていないければ、ただの箱。100台あっても、200台あっても、何の役にも立ちません。法律や条例もしかりであります。魂が入っていない条例は、幾つつくったって役には立ちません。中には、条例を制定することに意義があるのだと言う人もおられるでしょう。しかし、役に立たないものをつくってもしょうがないことで、役に立つものをつくらなければなりません。

そこで、委員長にお尋ねいたしますけれども、審査の過程、あるいは採決の折、この条例案について継続審査にしてはどうかという意見があったのかどうか、お尋ねして、最後の質問といたします。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） それでは、お答えをいたします。

継続審査にしたかどうかという意見はありました。しかしながら、やっぱり自治体におけるコンプライアンスが要求されるということは、憲法の第15条第2項の中にも、全ての公務員は全体の奉仕者であると。それとまた、地方自治法の第1条、第2条の中でも、住民の福祉の増進を図ることが基本、法令に違反してその事務処理をしてはならない。こういうことを踏まえて、今回の佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例の制定をとということで出されたものと思います。その中で、審査の中でいろいろ委員の皆さんから意見がありました。法令遵守審査会につきましては、委員3名ということで、1名の方については弁護士というお話がありましたが、委員の中には弁護士ではだめだという意見もありました。いろいろけんけんがくがくと話した中で、今回この案件につきましては、委員会としては可決ということで終わりました。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第123号 佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例の制定に関する委員長の質疑を終結いたします。

これより議案第123号 佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例の制定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 議案第123号 佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例の制定についての反対討論を行います。

今ほども質疑もあり、あるいは委員長答弁で憲法第15条の公務員のあり方があって、なるほどなと思っ
て聞いていたところではありますが、この議案はいわゆる職員の倫理条例であります。今議会の答弁の中
でも市長も、この条例については当たり前のことを中心に書いているといった趣旨の答弁がありましたが、
言うまでもありませんが、こういった条例は幾らきれいな言葉を並べ、条例や規則をつくっても、中身と
実態が伴わなければ全く意味を持ちません。それどころか、中身のないまま制定してしまうことは、かえ
って逆に行動規範で職員を縛るだけにしかならないもので、逆効果であります。また、今回の不祥事関連
での賠償額等について客観性を持たせるために監査委員にも託されたばかりであります。全職員や全課的
にもっと議論を深め、検討を加えた上で、正規のものとして徐々に仕上げていくべきだというふうにはまず
考えます。

幾つか指摘をしたいと思えます。1つは、外部の委員による佐渡市職員不祥事再発防止対策検証会議の
9月22日の提言書での再発防止の対策の提言は、このように言っています。一連の発覚した不祥事はいず
れも職員による非違行為としながらも、管理職の恒常的な不作為があると思われると管理責任を問う不祥
事の原因と背景に言及をしています。そして、この提言書を最大限尊重して防止策をつくるべきとしてい
ます。提言書では、まず不祥事が生じた労務環境や事務の実態を把握と問題が起きた背景と現場の把握と

改善を提言しています。そして、同時に、市職員は信頼回復のために何をなすべきかと行政と公務員の仕事のあり方を問うています。そして、その目的のためには、市が職員の有する能力を最大限に発揮できるようにするためには何をなすべきかと職員の能力と力をどう発揮していく体制をつくるのかということも問うています。まず、この3つの点を十分しっかり行わなければならないとしています。

これは、言いかえれば、道路では歩く場合右側を歩きましょうとするだけでなく、なぜ右側を歩かなければならないかという根本をしっかり理解すべきということではないか。単に個々の職員が倫理観を持つというだけでなく、職員のみならず、幹部職員、市長の仕事のあり方そのものを問うているのではないのでしょうか。この重要な提言書の提言がまだ不十分であると思います。これについては、後段で具体的に指摘をします。

今言った3つの点のこの上で、議会の審議も必要な条例での職員倫理条例をつくるべきとしています。言うまでもありませんが、条例は地方公共団体が自治立法権に基づいて制定をする佐渡市の法であります。議会や議員が十分な審査、議論の上で条例化しろと言うものはもちろんですが、議会そのものが行政のチェックや批判としての議会権能を発揮することが求められているもので、これは議会のあり方も問われなければならない。よく長老の議員が言うとおりであります。

2点目は、提言書、不祥事の職場環境がつけられていった理由について、このように言っています。市町村の合併10年以上が経過したにもかかわらず、合併当初の混乱が整理されないまま続いており、抜本的な見直しや整理がされないまま推移したことにあるということ強く述べています。そして、このような背景があったことを十分認識をして、今後の対策に取り入れるべきだと今回の不祥事に言及しており、今回の不祥事の発覚は長年にわたって行われたもので、前市政からの問題点を指摘しています。大きな背景的要因でいえば、ここもしっかりと市長を始め全職員で振り返り、生かすべきものであります。

この2点が反対する理由で、中身のないまま、形だけ制定すべきではなく、こういったときだからこそ、しっかりと中身の伴うものをつくり上げていくべきであります。

次に、具体的に指摘をします。1つ、不祥事の対策検証会議の提言も受けて、さまざまな検討を加え、短期間のうちに条例と規則だけでなく、法令遵守のあり方などの冊子をまとめ上げています。これは一定評価をしますが、不祥事発覚以来、またこの倫理条例をつくり、徹底している最中にもかかわらず、先ほど質疑の中でもありましたが、地方創生の計画の予算を11月5日の臨時会では予算審査の議決も行われていない前に観光協会のホームページの業務委託を事実上決めていったということが明らかになりました。市の答弁と見解では、財務規則違反ではなく、問題なしというものであります。地方自治の精神や世間の常識、あるいは地方創生のあり方などから見て、極めて問題があると言わざるを得ません。私は、博物館などの入館料の不正金額は500万円だが、この予算は市幹部自らが白昼堂々と1,000万円の予算を処理するものと批判をしましたが、まさにこういったあり方ややり方が問われているのではないのでしょうか。こんなことをやっているのは、職員に全く示しがつきません。不祥事再発防止に取り組んでいる市幹部職員自身が今回の不祥事の大きさを全く理解をしていないということが露呈したのではないのでしょうか。加えて言えば、議会もいろいろ何でも言うが、何でも賛成というあり方が来春の選挙を前に大きく問われなくてはならないということも、議会の一員の議員として、自省も込め、強く表明したいと思います。

これだけではありません。きのう明らかになった地方創生計画に基づく観光予算の佐渡冬紀行も同じで

あります。平成26年度の繰越予算であり、財務規則違反でないというものの、これも同種の問題です。11月5日に臨時議会ありましたが、その1カ月前の10月5日に契約をしていたというものでしたが、よく聞けば、事業の内容や決定は実は9月議会の最終盤には決まっていたというものであります。これも上記の件に輪をかけた中身であるということも強く指摘しておきたいと思えます。

今回の不祥事の事案は、単に公金の取り扱いなどが問われたものではありません。住民とどう向き合うのか、行政の仕事とは何なのか、佐渡市として公務のあり方が問われています。市自らがつくった最も基礎となるコンプライアンスハンドブックでは、誰が見ても正しく、納得性のある行動、何事も市民の立場に立って考えること、法の趣旨を鑑みることなどを大前提にしています。まさに住民とどう向き合うのかということが問題です。

この点で指摘しておきたいことは、佐渡市教育行政の大もとの方向性を決めた教育大綱であります。この教育大綱は、教育委員会と市長部局が一緒になって、国会の附帯決議も守らず、また市民の意向を聞くという決まりのコンプライアンスの佐渡市の要綱にも違反をして、市民の意見を聞かずに重要な方向を決めています。これも不祥事発生問題に取り組んでいるさなかの白昼堂々の出来事であります。まず、こういった思考回路を変えるべきだということを強く述べたいと思えます。

最後に、議会との関係では、議会の開催の手续や招集が面倒だというのであれば、通年議会というのも可能であります。一言言っておきます。

不祥事や倫理条例は、行政のあり方、議会のあり方を問うています。住民や地域と向き合い、寄り添う市政であり、まずは人は城の立場で、職員のやる気を起こし、ともに厳しくとも頑張る姿勢こそが重要だということを強く述べて、反対の討論といたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

次に、荒井眞理さんの賛成討論を許します。

荒井眞理さん。

〔2番 荒井眞理君登壇〕

○2番（荒井眞理君） 議案第123号 佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例の制定について、総論賛成、各論反対の立場で討論を行います。

この条例は、近年佐渡市で起きている事業者による数々の補助金、負担金の不正受給事件、そして職員による数々の不祥事を受けて制定が提案されているわけですから、全く喜ばしいことではありません。しかし、市民からの信頼を大きく損ねている今、条例や規則の制定などにより、1歩でも2歩でも信頼を回復させることが求められています。

私は、ことしの3月議会の一般質問で政治倫理条例の制定を提案させていただきましたが、それに対して市長は、制定しますとは答弁されませんでした。そのとき言われたことは、ご自分は危機感を持っているし、職員も市長以上に危機感を持ってやっていかなければならない。だから、年度当初の施政方針の中に書いたように、法令を守るような市役所内改革をすると市民の前でお誓いさせていただきたいとの志の表明にとどまりました。ところが、その直後にまた職員による不祥事と補助金の不正受給事件が発覚し、いよいよこのたびのいわゆる職員倫理条例の制定にこぎつけざるを得なかったものと理解しております。

私は、今でも、当初の提案どおり、職員だけの倫理条例ではなく、議員も市長も含まれる政治倫理条例

にすべきであると考えています。それは、公金や公の行動に関して責任ある立場であるとの自覚は職員だけに求められるものではないからです。事実、元市議会議員も補助金、負担金の不正受給にかかわっていたこともあります。ですから、職員の倫理条例に当たるものだけで十分とは考えませんが、初めの一步としては、とにかく何らかの条例制定に踏み出さなければなりません。さもなければ、市民から深く信頼失墜している今の佐渡市が改めて信頼を手にするというのが困難な状態であるのは事実です。

市長は、不祥事の解明に当たり、徹底的にうみを出し切ると宣言されました。それは、まだ通報されていないかもしれない違法行為を市役所から一掃することを含んでこそ、徹底的にうみを出し切ると言えるのではないのでしょうか。しかし、この条例のふたをあけてみると、果たして長年にわたる不祥事が続いた佐渡市の実態に即しているのかという点には、まだ多くの課題が残っていると考えます。

例えばこの条例に書かれた公益目的通報のハードルの高さは、まるで通報するなどと言わんばかりです。私は、一般質問と総務文教常任委員会の審査過程で、この条例第8条に記されている公益目的通報の通報事実が確実にあると信ずるに足る相当な根拠を審査会の委員に示さなければならないとの定めは、どこの自治体よりもハードルが高いと指摘し、説明を求めましたが、納得のいく説明は得られませんでした。ある自治体では、このハードルは匿名で通報する場合に限定しています。また、ある自治体では、信ずるに足るまでではなくても、疑うに足ることによしとしています。

そして、もう一つ大きな課題と捉えていることは、通報審査の客観性、法的安定性の弱さです。条例第7条、第9条に定められている法令遵守審査会のメンバー3人は、他の市町村の審査委員の資格を調べますと、人格が高潔で、法令に関し高い知識を有する者といったものが多く、たまに行政事務に関し専門知識を有する者などとなっています。ですから、多くは弁護士、司法書士、法学部の教員などが委員に委嘱されており、委員長は大体弁護士が選ばれています。ところが、佐渡市の条例の場合、3人のうち法令の知識がある者は1人、あとは身内の副市長と総務課長であり、委員長は副市長と条例で決められています。他の市町村が人格が高潔で、法令に関し高い知識を有する者とされる外部の委員であるのに対し、佐渡市の条例では余りにも客観性と法的安定性に欠けるのではないのでしょうか。

このほかにも、通報者保護への配慮が不十分であり、果たして職員が守りやすい条例になっているのかなど、大いに課題が残るところです。それらは、今後客観的な意見を取り入れながら、積極的な改善をしていただきたいところです。

しかし、まずは大枠の条例、規則を持って、市民に対して公平で公正である職務の実現、そして一日も早い市民との信頼関係の回復を目指していただきたいと考え、職員の行動規準及び責務等に関する条例に賛成いたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第123号 佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例の制定についての討論を終結いたします。

これより議案第123号 佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第124号 佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第138号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第148号 畑野行政サービスセンター耐震補強・大規模改修（建築）工事請負契約の締結についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第123号、第124号、第138号、第148号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、大森幸平君。

〔市民厚生常任委員長 大森幸平君登壇〕

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条の規定に基づき報告します。

議案第125号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成28年4月1日に地方税法が改正されること等に伴い、佐渡市税条例の一部を改正するものであります。主な内容は、徴収及び換価の猶予の方法等の規定の追加及びいわゆるマイナンバー法の施行に伴う所要の改正であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第126号 佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第127号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第128号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。以上3議案は、いわゆるマイナンバー法の施行に伴う所要の改正等のため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。マイナンバーに関連した事務の運用が担当課によって異なっているものと思料するので、速やかに統一した運用基準を作成すること。

議案第129号 佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成28年4月1日より北田野浦火葬場及び三香苑を廃止し、火葬場使用料を引き下げするため、佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第139号 平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ60万円を追加し、予算総額を7億3,514万7,000円とするものであります。内容は、人間ドック委託料の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第140号 平成27年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成27年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ240万9,000円を追加し、予算総額を88億691万円とするものであります。主な内容は、介護事業所台帳システム整備費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第142号 平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ344万7,000円を追加し、予算総額を6億860万2,000円とするものであります。主な内容は、施設備品の故障に伴う備品購入費等の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第147号 旧両津東中学校解体工事請負契約の締結について。本案は、旧両津東中学校解体工事について、12月1日に執行した一般競争入札における落札者と請負契約を締結するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第12号 温泉施設への送迎バスを求める請願。本請願は、市の温泉施設利用促進事業の一環として温泉施設における地域循環の送迎バスの運行を求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第125号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定に関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の委員長質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） これは換価、悪いことではなくて、納税者の申告による差し押さえの部分を、これを猶予するという中身なのですが、大変いいことだというふうに思うのだが、具体的にはどのようなのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、大森幸平君。

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） 徴収及び換価の猶予等の規定が追加されると、具体的にはどのようなのかという中川直美議員の質問にお答えします。

国税の改正に伴い条例の改正を行うものであり、申請による換価の猶予ができるようになることが大きな改正点であります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そのことを聞いたのですが、私この問題過去にも何度も取り上げておまして、申請によらなくても、深刻な不景気の中だからこそ、徴収緩和の措置を大いに活用しなさいよ。例えば今私手元に持っているのは、平成23年1月に出された徴収の緩和の適切な運用に対する通達ですけれども、わかりやすく言うと、深刻な不景気だからこそ、やれと。その中で3点指摘をされていて、前の一般質問でもやったのですが、換価の猶予の適用が全国的に少ない、それと生活保護受給者等の滞納繰越の事案、それともう一つは保護を受けた場合の、この3点が問題だと言われている、ご案内のとおり、佐渡市この間取り立てばかりなのです。差し押さえもやるし、取り立てもやる。だからこそ、こういった換価の猶予措置は、本人の申請ももちろんだが、行政の対応としても、国もやれと言っているのだから、その辺の実績はどういうふうになっていますか。

それと、もう一つは、今回の法改正で、条例でいうと第13条、担保を徴する必要がある場合の件です。これは、各地域の実情に応じて条例で定めないとだめだ。今回の第13条には、猶予金額が100万円以下、それともう一つは猶予期間が3カ月以内、そしてもう一つは特別な事情という3つなのだけれども、私はここに地域の事情を入れたらよかったのではないかと思いますのですが、そういった審査は十分したでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、大森幸平君。

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） 中川直美議員の2回目の質問にお答えをいたします。

当委員会では、そこまでの審査はいたしておりません。

○議長（根岸勇雄君） 3回目の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 執行部にしっかりやれと言うだけではなくて、議会もしっかりやらねばならぬという意味で私も今回の問題も取り上げたのですが、では最後に聞きます。

皆さん全議員知っているのですが、マイナンバー制度とのかかわりで、今回のこの条例を認めると、つまり賛成することというのは誤りになるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

大森幸平君。

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） 3回目の質問にお答えをします。

先ほど議員全員協議会でも説明をいただきましたが、一旦これは提案されたものを当委員会では認めて、いわゆる市長の専決で修正をしていただくということで理解をいたしております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第125号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定についてに関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第125号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第126号 佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第127号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第128号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより請願第12号 温泉施設への送迎バスを求める請願に関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の委員長質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） これは、今年度民間へ無償貸与として、それまでは無償譲渡だったのですが、貸与として引き継がれた、いわゆる昔でいう健康保養センター、いわゆる温泉施設の運営にかかわる高齢者の切実な願いのものであります。ご理解をしていない方もいるかと思うのですが、畑野松泉閣に通っていた高齢者、以前までは送迎バスもあって、月に4回ぐらい、10人ぐらいまとまって行くことが本当に楽しみだったと。強いて言えば平成22年の5年前には、民間にやってもサービスは下がらないよ、こう言っていた。ところが、今回は高齢者が涙ながらに、何とかしてくれという訴えがこの中身となっているものであります。加えて言えば、一般質問でもありましたが、佐渡市の温泉施設等利用促進事業、いわゆる割引券ですが、これも約2,000万の予算のうち、いまだに200万しか使われていないということが委員会審査で明らかになったようですが、佐渡冬紀行と同じように、組み替えて何らかをやるということも私は可能だと思う、財務規則上は。可能だと思いますし、例えば請願で最後どのように書いてあるかといえば、割引券もらっても、車の運転のできない高齢者などは、少しでも健康を保つためと定期的にみんなで温泉に行き、親睦を深め楽しむことを生きがいとしてきた。そこで、車の運転がかなわない高齢者やひとり暮らしの方々などのささやかな願いとして考えてほしいというものなのですが、具体的にはどういう理由で不採択になったのか、お答えをお願いします。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、大森幸平君。

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） 請願第12号 温泉施設への送迎バスを求める請願について、不採択となった理由の説明をという中川議員の質問にお答えをいたします。

請願は、佐渡市として、佐渡市温泉施設等利用促進事業の一環として、健康保養センター（温泉施設）の地域循環の送迎バスを実現することという願意でございましたが、これについては、委員会で審議をした結果、願意について賛同が得られず、採決の結果、賛成少数で不採択となりました。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） よく理由がわからないのですが、例えば数は多くなかったですが、430名余りの署名と話を聞きました。利用されていない方、若い方も含めて、こんなに年寄り行っているのだから、どうせ無駄なところに金使うのだったら、こんなことぐらい行政でやってやるべきではないかという声も多かったと聞いているのです。こういった高齢者の切実な願いは何とかして、これが結果論として送迎バスではないかもしらぬ。デマンドタクシーなのかもしらぬ。あるいはまた、違う方法なのかもしらぬ。こういった問題は、やっぱり市として検討すべきということぐらい議会として私意見を、採択をして意見を出すべきだったと思うのですが、その辺はどのようになっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、大森幸平君。

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） 賛成意見の中には、いわゆる紳士協定として、真野の温泉がなくなるときに、送迎バスをしっかりと守るという、こういう約束をしたと、こういう事実があったということは佐渡市としてもお認めになっておりますが、今日段階では、この願意の中ではこれを回すことはできないというのが委員の大多数の意見でございまして、不採択となりました。

なお、利用券の問題については、今後利用がしやすいように、土曜、日曜、祝日等については現在1枚の券しか使えないものを3枚程度使えるようにして、利用促進を図りたいという執行部の答弁もございましたので、報告をしておきます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 最後です。後段のほうですが、利用券幾ら1日に3枚使える、300円使えるようになって、さっき言ったように、この請願でいえば、車の運転のできない高齢者は全く使えないということです。やっぱりここは知恵が要るのではなかったか。

もう一点だけ聞きます。今相川の世界遺産温泉をめぐって市の統一見解がそのうち出てくるということもあります。後ろのほうでも、この問題はやっぱり佐渡の全体のこういった施設のあり方を考えてやらねばならぬのだという声も聞こえます。そういう意味では、市民厚生常任委員会が頑張って、市民の福祉と暮らしを預かっている常任委員会ですから、全体としてこの問題、議会として大きな問題として取り上げて、やっぱりやる必要もあったのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、大森幸平君。

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） 3回目の質問にお答えいたします。

当委員会としましては、先ほども申し上げたように、全体としてこれをどうする、佐渡市としてどうするという願意でございましたので、これについては委員の賛同が得られず、不採択になったものであります。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で請願第12号 温泉施設への送迎バスを求める請願に関する委員長質疑を終結いたします。

これより請願第12号 温泉施設への送迎バスを求める請願についての採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本案の採決は、会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

委員長報告にかかわらず本案を採択とする方は起立してください。

それでは、お諮りいたします。本案は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

次に、ただいま議決いたしました議案第125号から第128号まで及び請願第12号を除く市民厚生常任委員

会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、中村良夫君。

〔産業建設常任委員長 中村良夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（中村良夫君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に基づき報告します。

議案第130号 佐渡市相川観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、相川観光交流センターにおいて、学生の宿泊利用を可能にするため、佐渡市相川観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第131号 佐渡市屋外広告物条例の制定について。本案は、良好な景観形成及び公衆に対する危害防止のため、屋外広告物の規制に関する条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第133号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）。本案は、佐和田森林公園オートパークさわたの指定管理者に大佐渡トレッキングガイド倶楽部を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間で、その間の指定管理料の上限額はゼロ円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第134号 訴えの提起について。本案は、長期にわたる市営住宅の家賃滞納者に対する建物の明け渡し及び未払い家賃等の支払いを請求する訴えを提起することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第136号 市道路線の認定について。本案は、新潟県が実施する主要地方道佐渡一周線及び主要地方道両津真野赤泊線におけるバイパス工事により、当該バイパスが3カ所で供用開始されることに伴い、現在の県道部分を市道路線として認定することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第141号 平成27年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成27年度佐渡市下水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,500万円を追加し、予算総額を33億6,730万7,000円とするものであります。主な内容は、下水道建設事業費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第11号 TPP交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願。本請願は、平成

27年10月の交渉参加国閣僚会合において大筋合意に至ったTPP協定について、合意内容が農林水産物の重要品目を除外すること等を求める国会決議に違反し、国内経済に甚大な影響が及ぶとして、国民的議論が行えるように情報開示をするとともに、当該合意の撤回及び協定への批准をしないことを求める意見書を政府に提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第134号 訴えの提起についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の委員長質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） この訴えの提起は、いわゆる市営住宅の家賃を滞納している方を訴えて追い出すというものであります。今、連日の新聞やニュース見てもわかるのだけれども、経済格差と貧困を生み出す政治の中で、憲法第25条や、あるいは法令、そういったものを踏みにじったことが横行しているというのがニュースになっています。つい先日も、母子家庭の子供が、ティッシュって甘いよねというニュースがあって、食べるものないものだから、ティッシュに塩をかけて食べていて、最初は甘いのだという、全国的にも反響を呼んでいます、そういった貧困の状況のある中で、市営住宅から追い出すという形になります。しかも、これから寒空になっていく中で、本当にこれがいいことなのかどうなのかということでお尋ねをしたいと思います。

1つは、本件の滞納者の滞納額は少額で、ほかにも多額の滞納者がいると聞いているわけではありますが、滞納状況、滞納額別の状況はどのようなのか。平成26年度決算でいうと、平成26年度は2,659件の滞納で、3,783万円あるわけです。この方は少額だというふうに聞くのだが、どうか。

2つ目は、今言ったようなことですが、結果的に額が例えば20万円ぐらいの額の方は、いろいろあるのだけれども、追い出す。客観的に見ると、あと150万、200万ためている方がもし仮にいたとしたら、ぱっと見たときに、これ何だという話になりますから、あしき例にもならないためにも、その辺を確認をしておきたいと思います。

3点目です。これは平成26年9月、千葉県銚子市で公営住宅の母子家庭が追い出されたことによって悲惨な事故になったということを受けて、平成26年11月5日付で国土交通省から公営住宅の取り扱いについての緊急の通知が出ています。そういったことは十分やった上でのことだというふうに私は思います。やるべきことをやった上で訴えをするというのなら、私は問題ないと思うのですが、その辺どのように審査をしたのか、お尋ねをしたい。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、中村良夫君。

○産業建設常任委員長（中村良夫君） 中川直美議員に、3つの項目がございますが、まとめてお答えします。

審査においては、訴えを提起する理由として、12カ月以上滞納していることに加え、本件滞納者が納付の意思を全く示さず、さらに市の話に聞く耳を持たない姿勢が明らかであることが悪質であるとの判断に至ったためとの執行部の説明があり、本委員会はこれを了としたものであります。

それと、このことから、本委員会としては、訴えを提起することについては厳格な運用がなされているものと理解しております。

さらに、本委員会において、滞納額別の滞納者数といった市営住宅の滞納状況について審査しておりません。

また、国土交通省の通知についての議論もありませんでした。

委員会としては以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 我々執行部の不祥事を厳しく問うわけですが、やっぱり議会としてもチェック機能を果たしていくというのが今回の不祥事問題では大きく問われています。例えばきのう、おとといのニュースですが、これは違う県ですが、市営住宅の家賃滞納で1.8億円、最長で26年以上の人もということなのです。聞くとところによると、今回の方は1年ちょっとだということなのではないですか。

それと、もう一つ聞きたいのは、気のきいた市町村にいきますと、さっき言った悪質かどうかも含めて、公営住宅家賃滞納対策マニュアルというのがあるのです。その中には、例えば事前に云々、暴力団関係者や右翼などの場合も含めて、やっぱりそういったことを定めている。今回の不祥事でいうと、法令やそういったものに基づいて職員が対応しなければならないということを厳しくしているわけなのですが、そういったことは審査をしていないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 産業建設常任委員長、中村良夫君。

○産業建設常任委員長（中村良夫君） 中川直美議員にお答えします。

委員会としては、先ほどの1回目の答弁、お答えしたとおりでありますし、その範囲内でお答えしますので、以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第134号 訴えの提起についてに関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第134号 訴えの提起についての討論に入ります。

中村良夫君の反対討論を許します。

中村良夫君。

〔14番 中村良夫君登壇〕

○14番（中村良夫君） 日本共産党の中村良夫です。議案第134号 訴えの提起について、反対討論を行います。

1、公営住宅法第1条は、事業主体、すなわち佐渡市が低所得者に対して低額な家賃で住宅を提供し、その居住の安定を図り、社会保障の増進に寄与することを目的としている。公営住宅が社会福祉を増進することを目的とした制度であり、そこに制裁的な措置を持ち込むことは許されないと考える。佐渡市における本議案は、その意味で、公営住宅法の目的にそぐわないものと言わざるを得ない。

2、家賃の減免制度について、公営住宅法では家賃の減免制度が第16条第4項で規定されている。入居者が失業、倒産、傷病その他により収入が減少し、家賃の支払いが困難となった場合に、家賃を減額、免除することによって、引き続き入居を可能にし、住居の保障と安定を図ることから設けられた規定であり、多くの自治体ではこれにより減免が実施されてきた。

3、佐渡市の家賃減免の実施とその周知について、佐渡市において家賃減免制度は、ことしの7月に入

居者に減免のお知らせが送られ、8月から入居者の申請により実施されたものである。それ以前は制度がなく、減免実績はゼロであった。

4、長期の家賃滞納を生み出した責任の一端は佐渡市にもある。本件訴訟の当事者の滞納期間のかなりの部分が減免制度のない期間のものである。当事者の状況は、無職で収入がなく、家賃の支払いが困難であったのではないかと推量できる。佐渡市が法律や市公営住宅条例の規定により、家賃減免制度を早くから実施し、滞納者に親身になって粘り強く周知、対応していたなら、少額であれ滞納には至らなかった可能性がある。その意味で、佐渡市の責任は免れないと言わざるを得ない。

5、よって、本件提訴議案は撤回すべきものとする。こうした事案をつくらないためにも、市営住宅の減免制度の周知徹底をさらに図ることを強く述べて、反対の討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第134号 訴えの提起についての討論を終結いたします。

これより議案第134号 訴えの提起についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより請願第11号 TPP交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願に関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の委員長質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） TPPの大筋合意は撤回をするということですが、今議会は驚くことがいっぱいあるのですが、通告してあるとおりです。さきの、先々になりますが、6月定例会では2人の紹介議員つぎの請願を産業建設常任委員会の、仕掛けはいろいろあるのですが、産業建設常任委員会の発議で意見書を上げて、採択をして意見書を上げて、全会一致で採択をしているものです。それが何で不採択なのか、全くわからない。前回とほとんど中身も変わらない中身です。どのような審査をされたのか、どのような意見があったのか、お聞かせ願いたい。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、中村良夫君。

○産業建設常任委員長（中村良夫君） 中川直美議員にお答えします。

本委員会では不採択とすべきと決定したわけですが、これは委員会における表決の結果であり、その理由まで承知しておりません。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 例えば12月1日の県知事が今のTPPの中でどのぐらい影響あるかといったら、最悪の場合は新潟県の米の産出額が92億円影響を受けると言っているわけです。市長も5品目の関係については問題ありと、こう言っているのだけれども、私がたまたま紹介議員で行ったときに、私は自民党だから、賛成できないみたいな話もあったのだけれども、あれは審査ではなかったのでしょうか。やっぱり自民党であろうが、どこの党であろうが、地域の農業を守るというスタンスそのものが私大事だと思うのだが、いかがでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 産業建設常任委員長、中村良夫君。

○産業建設常任委員長（中村良夫君） 中川直美議員にお答えします。

先ほどお答えしたとおりであります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 以上で請願第11号 TPP交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願に関する委員長質疑を終結いたします。

これより請願第11号 TPP交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める請願についての採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

委員長の報告にかかわらず本案を採択とされる方は起立してください。

それでは、お諮りいたします。本案は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択と決しました。

次に、ただいま議決いたしました議案第134号及び請願第11号を除く産業建設常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 2時50分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 （決算審査特別委員会付託案件）

議案第107号から議案第120号まで

○議長（根岸勇雄君） 日程第2、決算審査特別委員会に付託した案件についてを議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、坂下善英君。

〔決算審査特別委員長 坂下善英君登壇〕

○決算審査特別委員長（坂下善英君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告をします。

議案第107号 平成26年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成26年度佐渡市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。1、職員不祥事について。市職員による時間外勤務手当不正受給や博物館入館料等横領などの不祥事が相次いで発覚し、関与した市職員2人が懲戒免職処分となったことは、市の信用を著しく失墜させるものであり、まことに遺憾である。市は、既にマニュアル整備等による再発防止策を講じているが、二度とこのような不正を繰り返さぬよう、さらなる徹底を図られたい。なお、本件について次の指摘をする。(1)、預け金問題について。本件は、市職員と業者が共謀の上、架空請求書をもって市から公金を不正に取得し、当該現金により市の業務に必要とする物品等を随時取得していた問題である。このような手法は、法令等に照らしても不適正な手続であることは、指摘せざるを得ない。(2)、博物館入館料等横領について。市職員による博物館入館料等横領については、長年にわたり同一の職員にのみ当該現金の取り扱いをさせていたことが要因である。そのような体制がこれまで改善されずにいた管理監督責任は大きい。

2、市税等の収入未済及び不納欠損について。市税及び保育料や市営住宅使用料などの市債権の滞納については、職員の努力により、その解消が図られているが、次の点に配慮し、さらなる努力を求める。(1)、市債権の滞納額を減少させるため、少なくとも現年分については確実に徴収すること。また、不納欠損についても、徴収の公平性を確保するため、安易に行わないこと。(2)、支払い能力があるにもかかわらず納付をしない悪質な滞納者に対しては、市は毅然と対応し、着実に徴収すること。(3)、滞納者は、税以外にもさまざまな市債権を滞納しているケースが多いものと思料する。市債権の確実な収納を促進するため、滞納整理に当たっては各課が連携することを検討されたい。(4)、保育料については、平成26年度から全額免除の対象をこれまでの在園する3人目以降から2人目以降に拡大するなどの優遇措置があるにもかかわらず、現年分における滞納件数はほぼ横ばいで推移している。滞納整理に関するマニュアルを整備し、滞納額を削減する取り組みを行うこと。

3、市の補助事業について。市の補助事業執行に関しては過去の決算審査特別委員会においても指摘をしているところであるが、市が交付する補助金は、多岐にわたり件数も多い。内容を精査し、過去に補助金を不正受給する事案が発生した経緯も踏まえ、再発防止対策を講じられたい。また、事業を進める上で、計画に著しい変更が生じる場合は、事前に市へ相談するよう、指導を徹底されたい。

4、借地解消について。毎年多額の借地料が支払われているが、解消が妥当と判断する借地については解消を推進すべきである。

5、指定寄附金について。地域福祉指定寄附金として4,800万円もの寄附がなされたが、担当課は本委

員会においてその用途を説明することができなかった。指定寄附金については、その用途を明確にするとともに、寄附者に対し御礼を兼ねた用途報告は行うべきである。

6、2款1項1目一般管理費、職員研修経費について。職員研修の徹底及び人事考課制度の改善により、市職員の資質向上に取り組まれない。

7、2款1項6目企画費、総合政策一般経費について。戦略官については、市長の肝いりで非常勤特別職として設置されたものであるが、その費用対効果について懸念するところである。設置目的に合った職務を着実に遂行させるため、内容を再検討すべきである。

8、2款1項13目防災対策費、災害に強い島づくり事業について。(1)、津波避難タワー整備事業は、国の津波想定変更により一旦中止となったが、これまでに要した経費や成果を無駄にせず、国からの津波想定が示され次第、建設に取りかかるべきである。(2)、地域防災力の向上のため、本事業において養成した地域防災リーダーについては、認証だけにとどまらず、しっかりと活用できるよう施策を講じるべきである。また、全市民に防災意識が根づくような取り組みを講じるべきである。

9、2款1項14目世界遺産推進費、世界遺産普及啓発・情報発信事業について。世界遺産登録に対する市民の盛り上がり不足している。市民に対する普及啓発をさらに進めるべきである。

10、2款1項14目世界遺産推進費、世界遺産保存整備事業について。まちなみ保存支援事業補助金については、世界遺産を構成する地区の重要文化的景観を維持する住宅の修繕に対する補助であるが、修繕後の居住条件が3年間では短いので、長期化を検討すべきである。

11、2款1項17目支所及び行政サービスセンター費、元気な地域づくり支援事業について。本事業は、地域活動の支援等に係る経費であり、地域からの要望が多い事業であるので、不用残が生じないよう、極力工夫して地域のために活用すべきである。

12、2款4項1目選挙費について。高齢化の進行に伴い、選挙における投票率の低下が危惧される場所である。よって、有権者が投票しやすい環境の整備を検討すること。

13、3款1項2目老人福祉費について。持続的な介護体制を整えるためには、在宅介護体制の構築及びリハビリテーションが可能な施設の充実が不可欠であると思料することから、検討を求める。

14、3款2項3目保育所費について。公立保育園で勤務する正規職員と臨時職員の比率については、正規職員の割合が4割を切るという異常な数値となっていることから、安定した保育並びに責任のあり方も含め、改善を求める。

15、4款1項1目保健衛生総務費、健康づくり事業について。健康バンク佐渡島（たからじま）活性化事業により、新潟大学と共同で実施した尿中塩分測定の結果を地域の健康学習会の中で示すことで、参加者の健康に対する意識啓発に取り組んでいる。閉じこもりがちな市民をいかに参加させていくかが、本来の意味での健康推進につながるのので、さらなる努力を求める。

16、4款1項5目環境企画費、佐渡動植物生息実態調査事業について。本事業については、1,352万円もの経費をかけている。当該調査結果については確実に施策に活用すること。

17、4款1項5目環境企画費、老朽危険廃屋対策支援事業について。危険廃屋に対する市民からの苦情が多い現状を踏まえ、撤去及び解体を積極的に進めること。

18、5款1項1目労働諸費、雇用促進の支援事業について。(1)、佐渡市雇用促進協議会において多額

の繰越金が発生していることから、負担金額の適正化を求める。(2)、大学生等島内合同就職面接会参加支援事業について、市内での合同就職面接会に参加する大学生等に旅費の一部の助成を行っているが、当該事業を活用し就職につながった人数を把握していない。成果を検証するためにも実績値を把握すべきである。(3)、合同企業説明会等参加支援事業において、市内の企業が市外で行われる合同企業説明会に参加する経費の一部を助成しているが、参加企業が1件と余りにも少ない。市は参加企業をふやすよう努力すること。

19、6款1項1目農業委員会費、農業委員会運営事業について。減反制度の廃止が予定されているが、農地中間管理機構が機能不全となっている状況では、さらに耕作放棄地がふえる可能性がある。よって、県、JA等と連携し、実効ある耕作放棄地解消対策を検討すべきである。

20、6款1項3目農業振興費、販路網構築事業について。海外戦略については、生産者にその恩恵が得られるよう、流通システムの改善も含めて県との協議を早急に進めること。

21、6款1項3目農業振興費、農業振興公社事業について。優良耕作地が耕作放棄地となっている現状を踏まえ、農業振興公社の使命を認識し、後継者育成の観点からも支援を継続すべきである。

22、6款1項3目農業振興費、集落営農・担い手支援事業について。若者農業の担い手づくり支援やU、Iターン者による新規就農を支援する事業であるが、就農を希望する者が地域に根づき、営農していける実現性の高い事業とすべきである。

23、7款1項2目商工振興費、企業支援対策事業について。起業チャレンジ支援事業及び新製品開発等支援事業については、予算額の半分程度の執行にとどまっている。事業の適正執行も含め、補助金交付要綱を抜本的に見直すべきである。

24、7款1項2目商工振興費、商業・中小企業等支援事業（経済対策）について。経済対策事業で実施された当該事業については、中小企業の経営安定を図るためにも制度化すべきである。

25、7款1項3目観光費、観光振興対策事業について。(1)、観光データ調査分析事業における佐渡観光アンケートについては、観光客の満足度調査を項目に加えるよう検討すること。また、外国人観光客に対する調査も充実すべきである。(2)、観光資源アーカイブ事業については、事業の必要性も含め、抜本的に見直すべきである。(3)、佐渡食の陣の実施に当たっては、佐渡を代表するに恥じない品質の食材を提供し、来島者が満足するイベントとなるよう集客に当たられたい。

26、7款1項3目観光費、観光誘客促進緊急事業（経済対策）について。経済対策で実施した事業であるが、本事業を利用する観光客がリピーターとなるよう、おもてなしを始め迎える側の抜本的な対策を検討し、継続的に取り組むこと。

27、7款1項3目観光費、宿泊満足度向上事業について。おもてなし研修の成果については、旅館業のみならず他の観光関係事業者にも波及させるべきであり、研修の実施時期やその内容を再検討し、実効性のあるものとする。

28、8款2項1目道路橋りょう総務費、道の駅管理事業について。道の駅の設置要件であるインフォメーションの機能が十分とはいえない。道の駅として確実に機能するよう、委託先に対し改善を指導し、報告を徹底させること。

29、9款1項2目非常備消防費、消防団一般経費について。消防団は、住民の生命、身体及び財産を保

護するという非常に重要な使命を負っていることから、団員の技術向上に向けた取り組みをさらに進めるべきである。

30、10款1項3目教育振興費、総合教育センター事業について。教育委員会は、教職員研修事業について成果が発現しているか検証を行うこと。

31、10款5項3目公民館費、芸術事業について。はなが甲子園補助金については、当該補助事業において制作された作品の活用を図ること。

32、10款6項1目保健体育総務費、スポーツ推進事業について。(1) ツーデーウォークについては、参加者が407人と少なく経済波及効果も低いと思料する。事業内容を見直すべきである。(2)、各スポーツイベント実行委員会の会計決算書の様式については、統一性のあるものに改めるよう指導すべきである。

議案第108号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第112号 平成26年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。以上2議案は、平成26年度の各特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。1、収入未済及び不納欠損について。収入未済及び不納欠損額をこれ以上ふやさないため、現年分の徴収率を上げるようさらなる努力を求める。

2、国民健康保険特別会計について。所得が300万円を超える所得階層の滞納が22世帯、1,338万円にも上っている。このような状態を踏まえ、着実に徴収すること。なお、徴収に当たっては支所及び行政サービスセンターの職員とも連携した徴収体制を検討すべきである。

3、下水道特別会計について。(1)、下水道整備計画を見直し、投資効果が低い地区について合併処理浄化槽への切りかえをすべきと過去の決算審査特別委員会においても再三指摘しているので、市は早急に対応すること。(2)、下水道の加入促進に努め、接続率の向上を図ること。

議案第109号 平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第110号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第111号 平成26年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第113号 平成26年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第114号 平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第115号 平成26年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第116号 平成26年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第117号 平成26年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第118号 平成26年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。以上9議案は、平成26年度の各特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。1、収入未済及び不納欠損について。収入未済及び不納欠損額をこれ以上ふやさないため、現年分の徴収率を上げるようさらなる努力を求める。

2、介護保険特別会計について。特別会計の経営健全化のためにも、健康な高齢者をふやすための意識醸成と対策に取り組むこと。

議案第119号 平成26年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、平成26年度病院事業会計

決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。1、未収金について。支払い能力のある滞納者からの徴収を怠らないこと。

2、看護師の確保について。早急に看護師不足を解消し、両津病院の休眠病床を再開させること。

議案第120号 平成26年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、平成26年度水道事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。水道事業の収益を上げるため、適正な老朽管更新事業の実施により、有収率の向上に努めること。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第107号 平成26年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の委員長質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 不祥事を受けての決算の審査であります。議会は、この決算審査を通して、監視と批判の府として頑張らねばいかぬということになっておるわけであります。そこで、実は今議会で驚いたことの一つは、これが賛成多数で認定ということだったので、実は驚きました。そこで、結論に行く前に、まず通告してあるとおりにお尋ねをしたいと思えます。通告してあるとおりのので、はしょって言います。

1つは、補助金の不適切な支出の関係です。甲斐市長は、産業振興をやっています。産業振興や起業を急ぐ余り、不適切な支出等につながっていなかったのか。

2つ目、合併10年たって、法に基づく組織の地域審議会もなくなったわけではありますが、これまでの方針を大転換して、支所と行政サービスセンターを残すという方針の中で、予算を支所に配分してやっている。そこにおいては何かやはり問題点なかったのかということをお尋ねをしたい。

3点目、ときわ丸が就航する。それも、前の年でしたっけ。映画「飛べ！ダコタ」なんていうのもありましたし、吉永小百合さんが宿根木のある所に来たようなポスターも大々的にあったわけなのだが、観光分野、例えばページ数も書いておきましたが、船の建造に見合う費用対効果があったというふうに見るのかどうなのか。

4点目、合併11年目以降です。合併10年で地域が寂れたという声にやっぱりどういうふうに対応したかという、そういう行政対応の部分もきっちり問われなければならないということでもあります。合併10年のことでいえば、先ほども言いましたが、不祥事の検証会議が、合併10年のごたごたがあったから、こういったことが起きたよと言っておるわけですから、どのように将来ビジョンとの関係でもあったのか。

次に、5つ目、戦略官の費用対効果、非常に高い予算なのでありますが、主要成果の中にもいろいろる書かれているのですが、別にこれを見ると戦略官でなくてもよかったのではないかというのが一般論だと思うのですが、費用対効果をどのように見たのか。

6点目、小さい問題で大変恐縮ですが、県単の老人医療の助成事業が、額としては20万以内だったかと思いますが、それが縮小されました。こういった小さな声というのはやっぱり拾っていかねばいかぬ

と思うのですが、どのようになっているのか。

7点目、老人福祉費の関係です。高齢者の多い島ですから、高齢者問題は本当に重要です。甲斐市長は、福祉のコンパクトシティということでずっとやってきているのだけれども、これが本当に活かされているのかどうなのか、どのような審査をされたのか。

8点目、職員の不祥事の関係です。3つの不祥事の関係でいえば、純粋な金額でいえば800万円ぐらい、そのほかの弁護士費用とかも入ると1,100万円という不祥事があったわけなのだが、そういったものが決算には当年度はどこに、どのようにあらわれているのか、お聞かせを願いたい。

それと、同じことですが、似たようなことですが、言及もしていますが、補助金、委託金、指定管理における不適切な事例はなかったのか。

9つ目、職員の管理体制に問題ありというわけですから、指揮命令系統も含めて、例えば博物館の入館問題でいえば、職員が足らなかったと検証会議は言っているわけだから、その辺はどうなっているのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

10番目、市税等の不納欠損やあれについて。保育料もあるのですが、取れ、取れ、取れということばかりで、今深刻な不景気だからこそ対応しなければいけない。先ほどもやりましたが、猶予措置の問題なども大いに活用していくというやっぱり分析も要るのではないかと思うのですが、その辺はどうか。

11番目、最後ですが、雇用の問題、極めて深刻です。これ、雇用促進協議会、余り機能していないということ。指摘の中には、適正化というふうに言っています。ということは、逆に言えば、不適正な部分があったのかと、その辺がちょっと曖昧なので、教えていただきたいというものであります。よろしくをお願いします。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

決算審査特別委員長、坂下善英君。

○決算審査特別委員長（坂下善英君） それでは、中川直美議員に対するお答えをいたします。

補助金の不適切支出について、拙速さが不適切につながったのではないかというようなことで理解しておりますが、補助金の不適切支出について、産業振興や起業を急ぐ余りに補助金の不適切支出につながっているのではないかという質問ですが、委員会としては、その観点からの論議はありませんでした。ただ、起業支援や新製品開発などの補助事業については、市長の政策的な事業であり、中川議員が指摘する拙速さが不適正に支出につながったかどうかは委員会の中では確認はできておりませんが、運営上問題があったということは事実であります。また、平成26年度において起業チャレンジ支援事業については半分程度の利用しかされていないことが確認できましたので、委員会としては、利用しやすい補助金交付要綱とすることを含めて、見直すように指摘をしたところであります。

それから、2番目、元気な地域づくり支援事業についてです。この事業に関する問題は特にないかというご質問であります。執行部の説明では、地域における要望が実現をでき、大変喜ばれているという説明がありました。ただし、全体の中で不用残が生じておりましたので、予算が余っているのであれば、ほかの地域へ回し、地域のために有効に使うように指摘したものであります。なお、市長の方針転換については政策的な内容になりますので、委員会では特に議論はされておられません。

それから、観光費について、ときわ丸などの就航や観光分野への波及効果は21億円に見合うものになっ

ているのかというご質問ですが、平成26年度の春のときわ丸就航にあわせ、また新潟デスティネーションキャンペーンを実施するという佐渡観光にとって絶好のチャンスでありましたが、消費税の増税等の影響もあり、集客が思うようにいかなかったと、見込めなかったという説明がありました。なお、21億円はときわ丸の建造に係る佐渡市が補助した金額であり、観光費に関する事業ではありませんので、ご質問の内容のような21億円に見合う費用対効果についての議論は、委員会ではしていません。

それから、企画費については合併後10年における市民の声に対する対応や総合計画にかわる将来ビジョンに関する質問ですが、これに関しては当委員会では特に議論はされていません。

次に、戦略官に関する質問ですが、執行部の説明では、観光及び広報の両戦略官の実績に対する説明がありました。費用に見合う効果は出ているという説明はありましたが、委員会ではその実績を資料で確認をしたところではありますが、戦略官が平成26年度、初年度ということもあり、1年だけではその費用対効果について、費用に見合う効果、実績があったかどうか等については委員会としては判断が難しく、疑問が残るところでありましたので、指摘をしたものであります。

県単老人医療助成費助成が縮小されたが、影響はないかということでございますが、議員の指摘の内容については、当委員会では特に議論はされていませんでした。

それから、老人福祉費について、福祉コンパクトシティーに関する質問であります。平成25年度までは羽茂地区、平成26年度からは相川稲鯨地区を対象に、地域のつながり、支え合いを中心に実施されていると説明がありました。これまでなかった婦人会や子供会を立ち上げ、若者世代の地域定着につなげているということですので、今年度はそれを生かし、事業を進めているものと委員会は理解をしております。

職員の不祥事についてであります。議員のご質問の職員不祥事によって生じた損害等については、平成26年度決算の中ではあらわれておりませんが、その金額については既に議員全員協議会等で執行部より示されているとおりであります。ちなみに申し上げますと、平成26年度分として、人事係長による時間外勤務手当の不正受給額が116時間の32万826円、博物館等入館料横領についてですが、128万8,220円、預け金については57万3,389円であります。

職員管理体制に問題はないかということでありますが、委員会において、職員管理に関し、職員研修の徹底、人事考課の改善と職員の資質向上に取り組むように指摘をしているところであります。

それから、市税等の未収金についての滞納に関する質問であります。市税以外の滞納については、個人情報との関係もあり、具体的な内容については委員会では確認はしていませんが、執行部から、滞納している方はほかの市債権についても滞納していることが多いとの説明があり、委員会においては、思料するというふうに指摘したものであります。

なお、2つ目の福祉部門との連携については、委員会では特に議論はされていません。

雇用促進協議会についてですが、協議会の多額の繰越金について、その理由として、当初の見積もりが甘く、事業の見直しを検討しているという執行部から説明がありました。

それから、2つ目、適正化の指摘があるかということでありますが、多額の繰越金が発生するのであれば返還すべきではないかという意味もありまして、適正化という指摘をしたのであります。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 答弁ありがとうございました。多いので、幾つか絞ってお尋ねをします。

1つは、元気な地域づくり支援事業と合併11年目、あるいは支所を残すということは、確かに政策的なものではあるが、それがあからこそ、この元気な地域づくり支援事業もあるわけでありまして、このことは不可分、もし支所をなくするというものだったら全然違ったのです。そう思うので、この問題はちょっとお尋ねをしておきたいと思います。示された資料を単純にやりますと、緊急要望事業と地域づくり支援、いわゆるソフト事業、この2つで構成をされています。ところが、審査されたと思いますが、ソフト事業、高いところだと91%使っています。低いところだと、たった33%しか使っていない。何を言いたいか。さっき言ったように、地域審議会ではなくて、任意の団体しかないのです。その中で、支所長の裁量予算でこれは割り振っているわけです。そこのかわり、不正があるとは言いませんよ。やっぱりしっかり厳格にやっているかどうかとやっていかないと、後々になったときにこれ問題になるのだと思うのですが、その辺は、このばらつき、どうなのか。例えば、ご案内だと思いますが、全体、ソフトが多いのは佐和田地区です。緊急要望事業、急いだときにやってほしいという、大変助かっているというのだけれども、佐和田については総額で36万程度しかやられていないはず。その辺がどうなのか、お尋ねをしたい。

それと、もう一つは観光の関係です。先ほど21億円は建造費で、関係ないとおっしゃいましたが、市民からしてみたら、税金を納めて、船つくってやったのだから、観光振興になって、市民の経済状況にどうやってくれたのだかということが極めて関心事なのです。これは建造費だから、どうのこうのというのではなくて、やっぱりそこは市民の気持ちで審査していかないと私はだめだと思うのだが、審査をしていないということになれば、これはしょうがないのだけれども、です。

それと、もう一つは、そこでもう一点。先ほど不祥事の関係の当年度の額も教えてもらいました。監査の意見書あります。監査の意見書を見れば、私はこれ、どう見ても不認定ではないかと。多分市長が驚いていると思うのです。市長も不認定になると思っているのに認定されてもらったとびっくりしている。過去には、7万円、8万円の不適切な問題で不認定にされていたこともあります。こういったときだからこそ、議会が決算で平成26年度、残念ながら今日的な次元から見れないのだけれども、しっかりと姿勢示すということが今求められていると思うのですが、これは何対何で認定すべきというものになったのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 決算審査特別委員長、坂下善英君。

○決算審査特別委員長（坂下善英君） 2回の中川議員の質問にお答えをいたします。

元気な地域づくり支援事業については、それぞれの地域の特色があるということもありまして、緊急用に使っている地域、これはやはり町場ではなくて、地域の辺地のほうの支所等が非常に多いというふうには理解をしております。ただ、その中で各支所長あるいは行政サービスセンター長も、できればもっと予算をふやしていただければ、地域の要望にまだまだ応えられるがなという説明もございました。

それから、観光についてですが、確かに21億円で船をつくって、観光に利用する船でありますし、それは一概に費用対効果とは言いませんが、それを使った宣伝体制が非常にまずかったというようなお話もございました。

それから、不祥事についてですが、これはそれぞれ各委員から討論といたしましょうか、議論を行いまして、その結果、4対3の賛成多数という形になっております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 最後に、2点だけ聞きます。

元気な地域づくり支援事業の関係、私過去にも一般質問でも取り上げています。今置かれているのは、法に定められていない任意の会合です。これ悩ましい問題なのだけれども、その地域の団体の中に、例えばその支所長が入っていることあるのです。その予算は、支所長の裁量予算なのです。つまり自分で裁量して、自分の加入している事務局長の団体のところにやるというようなこと、これまさに不祥事の温床、不祥事とは言わないけれども、発展する温床が、これ悩ましい問題であるのです。温床だと思うのです。やっぱりこういったところを、今日の時点だからこそ、過去にも議会でもあったから、やっぱり見る必要があったのではないかというのが1点。

もう一点、人数は言わなかったけれども、どのような討論で賛成になったのか。これも議会のあり方もあるのだけれども、ここに書かれていること、先ほど読んでいただいたこと、ほとんど悪いことばかりではないですか。反省すべき点はどのようなものがあるのかをお教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 決算審査特別委員長、坂下善英君。

○決算審査特別委員長（坂下善英君） 支所、行政サービスセンター等の元気な地域づくり支援事業の件ですが、これについてはいろいろ聞き取りをしましたら、各地区から既に要望を出していただいて、その予算に見合う状況で執行していると。ただ、要望が多い地域については本当にもう少し予算が欲しいというご意見はございました。

それから、不祥事の関係ですが、その中の意見として、時間外不正受給や博物館入館料の横領など、世間をにぎわせた内容である。この責任については非常に重いものがあると。そんなことがあるので、残念ながら不認定というご意見がございましたし、職員の不祥事は個々の一つは問題であり、決算審査については予算執行が適正に行われたかどうかについて重要視すべきであって、それぞれの問題を加味しながら、不認定ということには至らないというような意見もございました。そのことで採決をしたところ、賛成4、反対3という結果になりました。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（坂下善英君） 委員の意見の中で、私が評価をするということにはなりません、その問題意識はやはり先ほど、書いてありますように、そのような問題の反省点を踏まえて、執行部に対して厳正なる今後注意をしておきたいということでもあります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 以上で中川直美君の委員長質疑は終わりました。

次に、金光英晴君の委員長質疑を許します。

金光英晴君。

○17番（金光英晴君） それでは、議案第107号 平成26年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について

の委員長質疑を行いたいと思います。

冒頭に、坂下委員長並びに決算審査特別委員の皆さん、長丁場、審査、大変ご苦労さまでした。ねぎらいの言葉をかけたいと思います。

それで、先ほどの議員の質疑とダブる部分がありますが、2回目以降の部分についてははしよりながらやっていきたいと思いますので、1回目は通告のとおり質疑させていただきます。

1番の職員不祥事についてであります。先ほど私の総務文教常任委員長に対する質疑の中でも述べさせていただきましたけれども、預け金の問題については、私は組織ぐるみの不祥事だというふうに認識しております。しかし、委員長報告を読む限りでは、一部の市職員と業者が共謀の上ということになっておるわけで、個人の不祥事のような印象を受けるのですけれども、ちょっと私と認識が違うのですが、委員会としては審査の過程でどのような認識を持たれたのか、お尋ねするところであります。

2番目の戦略官についてであります。委員長報告には費用対効果について懸念があるという指摘をしておるわけなのですが、その懸念というのは何なのか、教えていただきたい。

3番の観光誘客促進緊急事業ですが、これは先ほどもちょっと触れましたけれども、昨年6月に経済対策で補正計上されたものであります。常任委員会での審査の折、今回の決算審査特別委員になられる方々も含めた常任委員の方が非常に厳しい意見をつけながらも通しておるわけであります。その結果どうであったのか、この部分について検証がないのです。やはりその部分は、たまたま常任委員会のメンバーと決算審査特別委員会のメンバーが同じであったのだから、かなり厳しい意見もつきました。本会議の委員長質疑の中には、反対意見がついているのにもかかわらず、なぜ賛成なのかという厳しい質問もあったようであります。であるならば、やはりせっかくの機会だから、審査の部分でやっぱり触れるべきではないかというふうに思うのですけれども、実績はどうであったのか、お尋ねいたします。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

決算審査特別委員長、坂下善英君。

○決算審査特別委員長（坂下善英君） それでは、金光議員のご質問にお答えをいたします。

職員の不祥事に関しての質問でございます。先ほど中川議員にもお答えをさせていただいておりますが、今回起きた職員の不祥事については執行部から議員全員協議会等で報告を受けておりますし、また決算における監査委員の意見でもそのことについて触れられております。したがって、当然私も当委員会としても指摘する事項として指摘をしておりますが、時間外等について触れていなかったということですが、これは前段の部分でお話をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。預け金事件に関しては、複数の職員については既に処分を受けておると。それから、委員会では特にそれ以上の質疑等はありませんでしたが、もう一つ、不正に受給した時間外手当や入館料については市の損失と見るべきではないかという指摘もする意見もありましたが、委員会として指摘事項までには至りませんでした。

それから、戦略官についてですが、これに関しても今中川議員にお答えをさせていただきましたが、平成26年度に新規採用されて、実施をしている。その中で、いろいろ新しい魅力のある商品造成について取り組んでいる。そして、広報戦略官についてはそれぞれメディアに対する要するに情報発信をやっておりますが、まだまだ1年では委員会としては判断が難しいということで、その内容については少し疑問が残

るのではないかなというところで指摘をさせていただいております。

それから、観光誘客促進緊急事業についてですが、これは夏休み親子体験と会議等での市内の宿泊ということですが、夏休み親子体験については126件の407人の参加で、会議等で、あるいは同級会等で市内の宿泊をされたものについては55件の1,508人泊ということでありました。この事業に関しては、経済対策事業として、4月の佐渡観光低迷を受けて実施をされたものでありますが、執行部からの説明については、7月に市長のトップセールスを行ったところであるけれども、期間が短かった。その効果については少なかった。しかし、そのセールスによって宣伝が一部行き届いている。その効果があらわれ出しているという説明がございました。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） ちょっとお答えが聞き取りにくくて、ちょっと理解できなかったのですが、不祥事の部分については、私は組織的なものではないかという、私はそう認識しておると。委員会はどうかであったのかということをお尋ねしておるのです。ちょっと考えれば、架空請求ということでもありますけれども、事務の流れを考えれば、商品が納入されて、それが入りましたという現品チェックがあって、そしてそれに基づいて請求書が出てきて、チェックした人が上へ上げていって、決裁者の判こをいただいて、会計課のほうに回ると思うのです、流れでいくと。であるならば、その手続をたしか踏んでいるはずなのです、お金が業者に支払われたということは。であるならば、組織ぐるみの不祥事ではないですか。ここのところをきちんと決算審査特別委員会で指摘しなければならぬのではないですか。だって、物品が入っていないにもかかわらずお金が支払われたということは、その時点で佐渡市に損害が発生しているということでしょう。ここを指摘しないで、これでは市民は納得できませんよ。その観点でもう一度お答え願いたいと思います。

それから、戦略官については、費用対効果についてわからないということであったのですけれども、懸念があるという指摘をしているのです、委員会で。だから、その指摘は一体何だと、そのことをお聞きしているのです。

それから、3点目の観光誘客促進緊急事業、それを委員長も含めて常任委員会のときに大変厳しい意見つけて、非常に予算のときに真剣にこれ議論しました。その結果、先ほどは結果として数字であらわしていただきましたけれども、私は決算でしかわかりませんので、見ますと、親子夏休み体験の部分の委託料だけで見ますと、予算に対して執行率は29%しかないのです。もう一つの観光誘客促進緊急事業補助金のほうは、これも29%しか執行されていないのです。ところが、誘客宣伝業務委託料は、逆に200%以上支出されているのです。すると、宣伝費はいっぱい使ったけれども、お客さん来なかった。ここを指摘しないでどうするのですか。あなたたちは一生懸命指摘したのだったら。同じメンバーがそろっているのだから。ここを指摘するべきなのです。それで、決算審査特別委員会にこの部分についている意見は、おもてなしをどうのこうのという意見がついています。これではピンぼけの意見でしょう。今私が述べたように、執行部に、緊急経済対策でやるとするならば、もう二度とこんな事業をやるな、そういう意見つけるべきでしょう。にもかかわらず、ピンぼけな意見がついておる。

それから、もう一点言わせてもらいますと、先ほど3点目で佐藤委員長に質疑した中で、この事業から

派生したコンベンション事業について、ことしの部分についてご紹介させていただきました。今委員長が先ほど、成果があり、つなげていきたいという執行部からの説明があったと言われましたけれども、3月議会のとき確かに市長もそう言っています。けれども、先ほど言ったように、これがホームページにアップされたのが12月18日なのです。あなたたちが一生懸命執行部かばいたいのはわかります。しかし、執行部がこんなだらしのない結果で、あなたたち追い込んでいるわけでしょう。何をもちて執行部に義理立てしなければならないのですか。そういう姿勢が市民から批判を受けるのです。議会がしっかりしないとだめですよ。答弁は要りません。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第107号 平成26年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第107号 平成26年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論に入ります。

荒井眞理さんの反対討論を許します。

荒井眞理さん。

〔2番 荒井眞理君登壇〕

○2番（荒井眞理君） 平成26年度一般会計決算認定に対する反対討論を行います。

先ほど決算審査特別委員会内で認定に賛成した委員は4名、反対が3名ということを一応委員長が報告をいたしました。私が市長なら、この数字を聞いて驚きます。そして、恐らく、いや、私の顔を立てる必要はないから、どうぞ遠慮なく不認定にしてくださいと、そう言うと思います。私が市長なら。

私は、昨年度、今年度、2年間、決算審査特別委員会の委員として審査を行いました。昨年度の決算審査特別委員会では、小規模治山工事に係る架空請求事件があったため、平成25年度の一般会計決算は委員会として不認定、本会議に諮った後も不認定となりました。そして、ことしの決算審査特別委員会で審査した平成26年度の一般会計には、職員による時間外勤務手当の不正受給分32万826円、博物館などの入館料横領128万8,220円、そして業者の架空請求による預け金の不適正支出57万3,389円、合計218万2,435円が含まれていることは改めて述べるまでもありません。本来この会計が得るべき利益約218万円は、平成26年度内に返ってきていませんから、これは不正によって市民の利益が損なわれている会計決算であることには間違いありません。なお、市は預け金の賠償額について今監査にかけている最中であり、金額も定まっていないのが現状です。この不正により市民の利益が損なわれている決算を認定するということは、昨年は平成25年度の決算を議会が不認定にしたことを考えると、議会内の論理の矛盾であります。また、市民の利益を守るべき立場にある議員による市民に対する裏切り行為ともなります。市民から佐渡市が信頼回復を求められ、徹底的な反省を求められた公金の不正取得事件に対し、議員は公正な論理をもって、この平成26年度一般会計決算を不認定とすべきと考え、反対討論といたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第107号 平成26年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を終結いたします。

これより議案第107号 平成26年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立少数であります。

よって、本案は不認定とすることに決しました。

これより議案第108号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の委員長質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 国民健康保険特別会計についての報告では、所得が300万円を超える世帯、22世帯で云々と書いてあるのですが、国民健康保険の課税所得というのは、ご案内のとおり、例えば300万円の所得だと、所得税換算すると、がくんと下がる。生活実態って極めて厳しいのです。国民健康保険の加入者そのものが所得が低い中、もちろん富裕層も1人や2人いるかもしれませんが、一律的にこのようにやっているわけなのだが、国民健康保険税の値上げの影響がこういったところにあらわれているのではないかと思うのですが、その辺はどのように審査をされたか、お願いします。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

決算審査特別委員長、坂下善英君。

○決算審査特別委員長（坂下善英君） 中川議員にお答えをいたします。

国民健康保険税の値上げが市民生活に影響はなかったかという質問であります。これについては委員会では特に議論はされておられません。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） これは私の考えですが、今市民の立場に立って市政をチェックしていく、このことが今求められているのだと思います。これは私の私見ですが。

そこで、では聞きます。例えば国民健康保険です。徴収に当たって、支所及び行政サービスセンターの職員とも連携した徴収体制をという話があるのだけれども、税の徴収員というような問題が私極めて指摘されなければならない問題だと思うのです。税の徴収というのは公権力の行使ですから。今の職員体制を見ると、そういった者がいないから、これは暗に支所の職員をふやせというふうに言っているのだというふうには私は理解するのですが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 決算審査特別委員長、坂下善英君。

○決算審査特別委員長（坂下善英君） お答えいたします。

支所の職員をふやせということではなくて、できる限りお互いが連携をしながら調整をしていったらどうかということでもあります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） あくまでも書き方としては連携という書き方なのだけれども、税の徴収云々ということになると、やっぱりこれはそれなりの厳格なルールが要るのです。だから、そこは、くどいだけれども、今回の不祥事の問題を生かして、我々はそういった目できちんとチェックもしていかなければならぬ。そうすると、これは具体的に言うと、行政サービスセンターや支所には徴収員がいなければ、行って話を

したって意味ないから、結局支所や行政サービスセンターの人も一緒に行ってもらおう云々という話になるのではないかと思うのだけれども、違うのですか。

○議長（根岸勇雄君） 決算審査特別委員長、坂下善英君。

○決算審査特別委員長（坂下善英君） そういうことも踏まえて、今指摘をさせていただいたということがあります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第108号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに関する委員長質疑を終結いたします。

次に、議案第108号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は認定することに決しました。

次に、議案第109号 平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は認定することに決しました。

次に、議案第110号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の委員長質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） これ私の記憶ですと、過去に市独自のサービスだった配食サービス、これは介護保険特別会計に入れたというふうに記憶をしております。額としてはわずかなのだが、介護保険の会計が保険サービスで圧迫をしているということが1つ。もう一つは、市の高齢福祉サービスの中でやっぱり対応すべきだというのが当時の市民厚生常任委員会の意見だったというふうに私は記憶をしております。そういう意味でいうと、額の大小ではなくて、こういったところをしっかりと、意見も何もついていなかったと思うのですが、余りにも意見がないので、ちょっと聞いています。こういった部分は、こういったふうに審査をされましたか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

決算審査特別委員長、坂下善英君。

○決算審査特別委員長（坂下善英君） 中川議員にお答えをいたします。

配食サービス事業を介護保険特別会計に含めたが、高齢者福祉施策との関係に問題はないかというご質問ですが、議員がご指摘している内容については、委員会においては特に議論はされておりました。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そのときの決算審査によって、決算審査特別委員会の、議員はいろいろ立場は違うのだけれども、今回は不祥事があったから、不祥事の側面で決算審査を深めていこうとか、高齢者福祉、高齢者は多いのだから、去年常任委員会で意見ついたので、こういってところを掘り下げていくということが必要だったというふうに思うのですが、そういう意味で、ことしの決算審査、ここで聞くのは酷なのですが、どういった審査基準で審査を深めていったのか、できればお教え願いたい。

○議長（根岸勇雄君） 決算審査特別委員長、坂下善英君。

○決算審査特別委員長（坂下善英君） お答えいたします。

審査基準というのは、事業の成果、そして成果について聞き取りと決算の数字の内容について逐一精査をし、実施をしたということであります。その中でそれぞれのご意見をいただいたという形になっております。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第110号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに関する委員長質疑を終結いたします。

次に、議案第110号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は認定することに決しました。

次に、議案第111号 平成26年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は認定することに決しました。

次に、議案第112号 平成26年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の委員長質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） これも多分もしかすると、やっていないという話になるのかもしれませんが、たしか合併10年を超えて、広域でやった流域下水道が佐渡市に移管されるという問題、議会、あの当時大分もめたのです。なかなか決着もつかなかったというふうに私は理解をしまして、私そのときの委員会に出されたのも読んでみたりしたのですが、なかなかわかりにくい。例えばこれは新聞ですが、当時の新聞でいうと、流域下水道の負担重く、合っているかどうかは別にして、整備費65億円、市が持てみたいなことと言われていたわけで、最終的に流域下水道移管問題、県との関係もありますが、どういうふうに決着をされたのか。この年度の決着だというふうに思うのですが、幾らぐらいで移管されたのか、またそしてランニングコストというのは一体どうなるのか。これ今後市民の税金の関係、回り回って税金の負担ということになるわけなので、その辺をちょっとお教え願いたい。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

決算審査特別委員長、坂下善英君。

○決算審査特別委員長（坂下善英君） 中川議員にお答えいたします。

流域下水道に関するご質問であります。この問題については委員の皆さんからも質問がありまして、執行部からは、平成26年度に県から佐渡市へ移管をされました。その後10億円を30年で負担をしていくということであります。市の負担につきましては、現在年間6,900万程度の負担であります。約25年の先になりますと、平成55年度には年間120万程度になるという説明がございました。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 全国の離島やいろんな流域のところで市町村合併どんどん進められて困っている。本来あんな大きな末端の施設ですから、修繕費や何かもいっぱいかかる。これから人口減少どおんといくという中で、今回の、政策的判断はやっていなかったというのだけれども、こういった決着は本当に、当時の市長の言葉だと、全国でもまれな有利な決着というふうに言っていたように記憶はしているのですが、そういった評価ができるものなのかどうなのか。

○議長（根岸勇雄君） 決算審査特別委員長、坂下善英君。

○決算審査特別委員長（坂下善英君） お答えいたします。

その件については検討しておりません。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今回の決算審査特別委員の皆さんだけではなくて、私自身も含めてですが、やっぱり今求められているのは、数字が、10円足す10円が20円だったかどうかもちろんですが、市民の暮らしにどう影響するのかという決算審査が必要だなということを言わせてもらって、終わります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第112号 平成26年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてに関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第112号 平成26年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は認定することに決しました。

次に、議案第120号 平成26年度佐渡市水道事業会計決算の認定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は認定することに決しました。

次に、さきに議決いたしました議案第107号から第112号まで及び議案第120号を除く決算審査特別委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決しました。

日程第3 議案第143号

○議長（根岸勇雄君） 日程第3、議案第143号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第143号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、平間俊雄氏の任期が平成28年3月31日をもって満了となりますが、引き続き平間氏を人権擁護委員の候補者として推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第143号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第4 議案第144号

○議長（根岸勇雄君） 日程第4、議案第144号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第144号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、川島勝年氏の任期が平成28年3月31日をもって満了となるため、その後任の候補者として石見徹氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第144号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第5 議案第145号

○議長（根岸勇雄君） 日程第5、議案第145号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第145号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、桑原武子氏の任期が平成28年3月31日をもって満了となるため、その後任の候補者として関根恵津子氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第145号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第6 議案第146号

○議長（根岸勇雄君） 日程第6、議案第146号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第146号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、渡邊キシ子氏の任期が平成28年3月31日をもって満了となるため、その後任の候補者として本間直美氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第146号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第7 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（根岸勇雄君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（根岸勇雄君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 平成27年第5回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、本定例会に提案をいたしました議案につきましてご審議をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。今議会におきましても市政全般にわたる諸課題について多くのご意見、ご提言をいただきまして、改めて重要課題を整理をし、各種施策の実現に向けて取り組んでまいり所存であります。特に今議会で可決をいただきました佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例でございますが、全体の奉仕者であることや法令遵守義務などが規定されているこの条例を市民の皆様から我々市職員に示された道しるべとして、全職員で尊重し、守り、そして真に市政の負託者たる、ふさわしい職員になろうと職員一同決意を新たにしているところでございます。

国政の動きも慌ただしくなってきました。自民、公明両党は、平成28年度税制改正大綱を16日に正式決定いたしました。最大の焦点となっております平成29年4月の消費税率10%引き上げ時に導入をする軽減税率を盛り込んだ税制改正関連法案が2月上旬にも通常国会に提出される見通しとなりました。また、政府は18日に、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策として、希望を生み出す強い経済を実現するため

に、また子育て支援や安心につながる社会保障をも含め、新3本の矢の取り組みに貢献するため、地方創生加速化交付金として1,000億円の補正予算計上を閣議決定いたしました。今後の動向に目が離せないところではありますが、引き続き国政の情報収集に努め、これらの交付金を活用して、佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略の最重要事項である佐渡の未来を担う人づくりを確実に進めるべく全力で職務に当たってまいりたいと考えております。議員の皆様方からも今後ともご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

結びになりましたが、暦を見ますと、本日22日は冬至でございます。あすから少しずつ日が長くなるとはいいながらも、冬の寒さはこれから本番を迎えるわけであります。皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意をいただき、お幸せに明るい新年をお迎えくださいますようご祈念を申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（根岸勇雄君） 以上で会議を閉じます。

平成27年第5回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 根 岸 勇 雄

署 名 議 員 金 田 淳 一

署 名 議 員 中 川 隆 一